

第百二十九回国 参議院 大蔵委員会 会議録 第二二二号

平成六年三月二十九日(火曜日) 午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 上杉 光弘君
理事 須藤良太郎君
竹山 裕君
前畑 幸子君
山本 正和君
白浜 一良君

委員

大河原太一郎君
片山虎之助君
佐藤 泰三君
清水 達雄君
榑崎 泰昌君
増岡 康治君
梶原 敬義君
志吉 裕君
鈴木 和美君
堂本 暁子君
池田 治君
寺崎 昭久君
野末 陳平君
牛嶋 正君
吉岡 吉典君
島袋 宗康君
吉岡 吉典君

國務大臣 藤井 裕久君
大蔵大臣 北側 一雄君
大蔵政務次官 田波 耕治君
大蔵大臣官房総務審議官

第五部 大蔵委員会会議録第三号 平成六年三月二十九日【参議院】

大蔵省主計局次長 竹島 一彦君
大蔵省主税局長 小川 是君
大蔵省関税局長 高橋 厚男君
大蔵省理財局長 石坂 匡身君
国税庁次長 三浦 正顯君
国税庁徴収部長 吉川 勲君

事務局長 常任委員会専門員 下村 純典君
自治省税務局市長 梶田信一郎君
町村税課長

説明員

本日国会に付した案件

○相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○関税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案(吉岡吉典君発議)

○委員長(上杉光弘君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

相続税法の一部を改正する法律案、関税法の一部を改正する法律案、平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案、酒税法の一部を改正する法律案、租

税特別措置法の一部を改正する法律案及び平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(いずれも内閣提出、衆議院送付)並びに法人税法の一部を改正する法律案(吉岡吉典君発議)の七案を一括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○榑崎泰昌君 きょうは政府提出六法案並びに吉岡先生のお出しになった法律案を審議するわけですけれども、日切れ法案ということで年度末に審議をなさっておられるんですけれども、どうもよく見たところ本日の日切れ法案というのは二法案ではないだろうか、あとの四つの法案、すなわち相続税法の一部改正、それから国債の特例に関する法律案、それから特別措置法の一部を改正する法律案、それから日切れ法案とは従来言ってきた法案のような気がするんですが、政府が特に今日日切れ法案と一緒に審議をしろというの、言っておられるのはなぜなのか、ちょっと御説明を願いたいと思います。

○國務大臣(藤井裕久君) これは院の御熱心な御協議の結果決まったことでもあり、行政府としてこれについていろいろ言及するのは差し控えさせていただきます。院がこのようなように御決定をいただいたことで、大変ありがたく思っていることだけ申し上げさせていただきます。

○榑崎泰昌君 院が決定したというのはそのとおりだと思います。しかし、政府もこのようなことを熱心におっしゃっておられたことも間違いのないと思います。

特に、所得税の特例に関する法律案、これは予算案の骨格をなす法律だというぐあいに思っています。酒税法も歳入予算と関係がある。しかし予算案そのものはいまだに衆議院にあって参議院

では顔も見えない、においもかいでない。そういうときにこの審議をするというのは大変異例なことであるというぐあいに思いますが、いかがでございますか。

○國務大臣(藤井裕久君) ただいま本予算の問題も含めまして院において真剣な御議論をいただいておりますので、それについての言及は改めて差し控させていただきますが、私も三月四日の日に平成六年度予算及び関係法律を提出したということは、通常の状態からいけば正常な状態ではないということは率直にお認めいたしたいと思います。

○榑崎泰昌君 正常な状態でない状態で審議をしなればならないということで、私は予算案とともに審議をすべきであるというぐあいに思っています。両院の協議でそういうことになったということでありまして、質問を続けさせていただきます。

最初には、国債政策についての御質問を申し上げたいと思います。実は予算案がまだ来てないので見えていないんですが、まあ見てないと言ってしまうとあれですが、予算案では今年度国債発行を建設国債で十兆五千億円、特別公債で三兆一千億円、合計十三兆六千億円の発行をなさることです。

一般会計はまだ見てないんですけれども、書類が回ってきたから見たということにして、一般会計の国債依存率は一八・七%になっているんですね。大変高い依存率になっている。それからまたさらに言えば、国債費が十四兆円ということ、これ新規国債の発行より高いんですね。私は、国債政策に従来依存し続けたことの結果として何か国の財政が危うくなっているような感じがいたしますが、いかがでございますか。

○國務大臣(藤井裕久君) 榑崎委員の御指摘のと

おり、私もも現在の財政の状況というものを極めて真剣に深刻に受けとめております。ただ、最近数年間の例は、もう御承知のとおり、この経済状況に対して、そのような措置をとっても景気対策をとるべきであるという私どもは一つの政策選択をしたという事は事実でございます。

いろいろこれも院において御議論がございました。今、橋本委員言われるように、安易な国債政策はとるべきでないという御議論、あるいは余りにそういうことにごだわるから景気対策が後手に回るのでないかという御議論、いろいろあったことを踏まえながら、私どもとしてはぎりぎりの限度での政策選択をしたという事を御理解いただきたいと思っております。

○橋本委員 政策を選択したんだというお話はそのとおりでございます。しかし、国債を幾ら出して構わぬというふうには実はならないわけですが、いかがでございますか、世界の比較から見て、現在、国債の現存額あるいは利払い額というものは一体どれくらいになっているのか御説明願いたいと思っております。

○政府委員(竹島一彦君) お答え申し上げます。平成六年度末の我が国の国債残高でございますが、二百兆円を超える見込みでございます。それに係る利払い費が歳出予算総額の約二割を占めるということになっておりますが、諸外国を見ますと、まず公債の依存度というメルクマールで申し上げますと、G5の中でフランスが一九九四年度に一九・六％という事で一番悪い数字になっておりますが、日本は一八・七％、御指摘のとおりでございます。二番目に悪い数字になってございます。

それから、歳出総額に占める利払い費だけだと、日本は一九九四年度で一五・九％。ちなみにこれはG5の中で一番悪い数字でございます。アメリカの一四％を上回った高い数字になってございます。それから、長期政府債務残高のGNPに対する比率、これで申し上げますと、アメリカが五九・

五％。これは一九九三年度の数字でございますが、ということでも一番高い数字でございます。日本はそれに次いで、五三％ということで、GNPの過半を占める長期政府債務残高を有しておる。これは一九九四年の数字でございます。以上でございます。

○橋本委員 今伺ってみましても、世界の中で財政状況は最悪に近い状態になっているわけですね。国債残高が平成六年度末に二百兆円を超えるという事でありますけれども、実は国債のほかにも多くの債務があるんじゃないでしょうか。例年政府が国会にお出しになっておられる資料を見ると、今後処理すべき債務というのを示しておられますね、これが三十九兆ということになっております。ところが、別途の資料としてはさらに六十兆円ぐらゐの一般会計債務がある。それは国債の長期債務の返済金を含んでいないということでありまして、それを足すと、どうも二百兆円の債務ではなくて、実際上政府が背負っている債務というのは二百六十兆ないし二百八十兆に及ぶんじゃないでしょうか。国民の間には、大蔵省は二百兆、二百兆と行って、どうも二百数十兆あるんだという数字になっていませぬ。

今主計局長が言われた数字は二百兆で計算してあるんですか、それとも二百六十兆ないし八十兆で計算してあるんですか、どちらですか。○政府委員(竹島一彦君) ただいま申し上げました長期の債務につきましては、これは二百兆を含みました。その他のものも含めての数字でございます。政府の長期債務の平成六年度末の見込みは二百六十一兆円でございます。二百兆円との違いは、二百兆円というのは建設公債と過去に出した特別公債の残りだけでございます。それ以外に交付国債、出資国債、借入金等がございます。約六十兆円になるわけでございますが、それを含めまして二百六十兆円ベースで対GNPの比率を申し上げます。私は日本の国の財政というのは世

界にもまれに見る大きなあれになっていると思っております。ですから、財政のポジションというものをもう少しはつきりさせて、二百六十兆あるから二百六十兆あるんだと、二百兆、二百兆なんて余りそっちの方がわかりやないでほしいんですよ。どうですか、大臣。

○国務大臣(藤井裕久君) 今の二百兆というのは要するに国債ベースの話でございます。恐らく今六十兆足したの是一般会計が借り入れてあるもの等々を含めてのことだと思っております。やや性質が違いますが、国会にはこの上積み部分もきちっと御報告させていただいてるので、御理解をいただきたいと思っております。

○橋本委員 御報告だけじゃだめなんです。やっぱり国民に対してこれは訴えなきゃだめなんです。国民の間では二百兆、二百兆というのばかりが流通してあります。それは二百六十兆なら二百六十兆とはっきり国民にアピールしなきゃだめだと思っております。国が個人の家計であるとすればもうめちゃくちゃな話なんです。実質的な借り入れが六十兆も別にあるということをはっきりさせることが必要であるというぐあいに思っています。

実は、これだけの借金をしていますと現象的にはいろんな問題が出てくるんですね。ただ単純に国民一人当たり直しますと、二百六十兆という二百四、五十万円の借金を背負っていることになるのでしょ。それをどうやって返すかという当ては、それはまた後で聞きますけれども、なかなか難しいんですね。現象面としては、一つ私が最近思っておりますのは、長期金利が短期金利に比べて異常に高騰しているということですね。その状況についてちょっと御説明願えますか。○政府委員(石坂匡身君) 長期金利、国債の金利が上昇しているという事は委員御指摘のとおりでございます。ただ、国債の金利を含めましてさまざまな長期金利がございますけれども、これはそのときどきの

の景気動向に対しますところの市場の見方、あるいは金融政策、あるいは為替動向といった内外のいろんな情勢に左右されるという性格のものでございます。

最近のこの御指摘の長期金利の上昇につきましては、さまざまな要因が言われておまして、一部に景気回復の兆しが見られるという点、それから景気の先行指標とも言われますところの株価が堅調に推移しているという点、それからアメリカ等の海外の金利が上昇しているという点、それから債券市場そのものにおける需給面につきましては委員御指摘の昨年末の二次補正あるいは今般の三次補正で五兆八千億円ほどの国債が追加発行されたという点、あるいは景気対策に絡みまして地方債等の発行額の増大が予想されているという点、それからこれは時期的な要因でございますが、三月の決算期末を控えて買い控えあるいは益出しのための債券売却が行われているという点、そういう点から需給面での悪化が懸念されている等さまざまなことが市場関係者から指摘をされているわけでございます。さまざまな要因に左右されるというふうに考えております。

○橋本委員 今御説明いただいたのは、確かにいろんな要因があるでしょう。いろんな要因があるでしょうけれども、今言われた中で一番大事なことは、これが景気はどういうような影響を及ぼすかということを政府としては考えなきゃならぬということだと思っております。

今、原因の中で若干おっしゃったけれども、言ってみれば、景気の回復が見られるのかなんとかと言われましたけれども、設備投資なんて全然動いてないんですよ。けさ発表になりましたけれども、通産省が発表になった去年の工場立地の模様等々を見ても設備投資がこれから出てくるという状態にはない。いろんな調査を見ても設備投資は出てこない。ところが、長期金利だけが上がっている。なぜ上がっているのか。実は、上がっちゃったために国債の金利を上げざるを得なくなってきた

わけですね。今ちょっと御説明では欠けましたけれども、国債の指標銘柄では今四・一％ですね。それからCDの三カ月物では現在二・二九％ですよ。大変な乖離が行われている。要するに市場原理が内外に働いてないんですね。後でまたクラウディングアウトかどうかという話を伺いたいと思っておりますけれども、そのような状態に少しずつなりつつあるんじゃないか。日銀は短期を繰めに運用して何とか金利を下げたいというところではあります。長期金利だけが自動的に動いていってしまっている。

それにはおっしゃったような原因はあるかもしれませんが、長期金利が上がると困ることが幾つもあるわけですよ。一番困るのは住宅ローンですよ。住宅金融公庫の金利を〇・六％程度上げようとしているじゃないですか。それは長期金利が動いているからですよ。

そういう長期金利が動いている理由を金融機関に聞いてみますと、やっぱり荷もたれ感だということですね。要するに、公債がいっぱい出て、どうもしよい切れないねということと金利が上がっているという説が専らだというぐあいに私は思います。そして、言ってみればその荷もたれ感のために、どうも将来とも金利が上がっていくんじゃないかというふうな感じで今国債のディーラーたちが働いていると、こういうふうな状態ではないかというぐあいに思っています。

そういう段階になって政府は一体何をやらうと考えているのか。これについては、いや、これ自然現象だからしようがないんだ、経済現象だからしようがないんだとあきらめているのか。あきらめたことの結果として住宅ローンが上がっている、住宅金融公庫の金利が上がっていく、それは一体どういうことなんですか。

○国務大臣(藤井裕久君) 金利が特に長期金利を中心に今上昇傾向にあるということ、そしてその理由は理財局長がお答えしたとおりに思いますが、私はやっぱり景気回復のめどが出てくるとどううしても短期より先に長期が上がると、これはも

う各段階における共通の現象だと思えます。

それから、常に私は国会で申し上げておりましたように、国債政策というものは財政の健全化だけからやっているのではないんだというところは常に申し上げてまいりました。つまり、今の橋本委員の御指摘のように、民間資金というものを吸収することによって金利を上げ、この運営いかんによつてはクラウディングアウトというか、インフレーションというか、そういうものを生ずるといふことは私は国会で常にずっと言い続けてまいりましたつもりであります。

そこで、現在の局面では、一般的には、民間資金が滞留している段階である程度の国債政策というものは是認されるという前提のもとに本年度の予算を組ませていただいております。

そこで、私は、そういう状況の中で今後の景気対策は、総合的な財政政策、あるいはそういう総需要政策のみならずの政策減税であるとか、あるいは金融のいわゆる不良債権の処理だとかニュービジネスへの転換への助成だとか、そういうものを全体を通じて景気回復というものを本格的軌道に乗せるということが大事だと考えております。

現在の金利水準は、最低金利からいくと確かに上がっておりますが、まだ全体的には低水準にあるというところもひとつ、御承知と思っておりますが御理解をいただきたいと思います。

○橋本委員君 全体としては低金利だというのは、まあバブルの時代に比べればそうかもしれませんが、しかし今必要なのは、やっぱり金利を下げ景気回復に資するということで、いや景気回復の前には長期金利が上がっていくのはしょうがないんだというところで政府の責任は果たさないというぐあいに思っています。

さっきも申し上げたように、今設備投資が動いていないにもかかわらず長期金利だけが動いていって、株が動くのはしょうがないと思えます。しかし、金利がこういうふうになると思えるというのとは極めて異常な事態だというぐあいに思っています。

す。その原因は、重ねて申し上げますけれども、国債を多額に発行し過ぎているということ、民間資金を吸い上げているということ、まあクラウディングアウトですね。というところに原因が私はあるように思っています。

そこで、政府の立場としては、さっきも申し上げた大臣言われましたけれども、民間資金が滞留しているんだから、それを吸い上げるというのは基本的に許されるんだという意味で国債発行を考えたところがあるんじゃないか、枯渇したとは到底思えませんが、何らかの思惑があるんじゃないか、しかし金利が上がっていつていっている。この状況の中で政府は一体何ができるんだと。

政府の平成六年度の国債発行のスケジュールを見てみますと、民間資金からの調達というものが非常に上がっています。政府部門からの調達は前年度とはほぼ変わらない。しかし民間調達部門からの調達が非常に上がっている。これは、言ってみれば長期金利を上げようとしていっているような政策のように思われますが、いかがですか。

○国務大臣(藤井裕久君) 金利が上昇機運にあることは、今御指摘の国債政策にも関連しているというところは、理財局長がワン・オブ・ゼムとして答えたとおりに思っています。世界的な長期金利の上昇傾向というのも非常に影響があると思えます。特にアメリカ金利の上昇というものがこれに大きな影響を与えていることは事実だと思えます。

それからもう一つお答えしたいことは、私は、景気対策の国債政策というのは、経済のある局面しかやってはいけなさいということはおもって御指摘のとおりだと思っております。これはもう前国会からずっと言ってきたことでございます。そして今度は、現実に資金供給の中でどのように国債を消化していくかという問題は、今理財局長から答えさせたいと思えます。

○政府委員(石坂匡身君) 六年度の発行計画についての御指摘がございました。これを立てますに

つきましては、市場関係者と十分に打ち合わせをしながら発行計画を考えておるところでございます。

具体的に申し上げますと、十年債というのが引受けにくいことと国債の中心でございませぬけれども、こればかりに頼るということは大変問題がございませぬ。そういう観点から、公募入札のいろいろの種類、これを考えておりました。二十年債、六年債、四年債、二年債、短期国債、いろいろな種類の国債をいろいろな時期にございませぬ、ニーズに応じて発行していき、さまざまな角度から工夫をさせていただきたいと考えております。

○橋本委員君 長期金利が上がりが始めたのは、実は一月が底で、二月になってから上がりが始めたんですね。今理財局長が御答弁なさった平成六年度の発行計画というのは、実は二月に、これほど長期金利が上がっていないときにつくられた計画なんですか。

ちなみに申し上げますれば、平成六年の全体の国債発行の計画は三十六兆三千億円なんですね。そのうち民間で消化する部分が二十八兆、公的部門で消化するのが七兆七千億というぐあいになっております。それを前年度に比べてみますと、実は民間が七兆五千億増加発行になっていっているんですね。そして公的部門は九千四百億円減らしているんですね。

クラウディングアウトの心配があるというぐあいに大蔵大臣言われましたけれども、実は公的部門を減らして民間から吸い上げようという政策を二月にこしらえておられるんですね。確かにシロと御相談になったでしょう。しかしそれは二月のところ、三月の状況、その後の状況を見ても非常に心配をするんですね。

私はその中でさらに精査をいたしました。精査をいたしましたところ、日本銀行は全額借りかえをするけれども、運用部はがくと三兆円減らしているんですね。そのようなことで公的部門を減らしている。そのようなことで政府の責任が達せ

られるんですか。

○政府委員(石坂匡男君) この六年度の発行計画のお尋ねでございますが、今先生御指摘になりましたとおり、確かに五年度の当初に比べますと六年度の当初計画は民間消化が七兆五千億ふえていられるのはそのとおりでございます。ただ、その後一、二次補正、二次補正、三次補正と三次にわたる補正をお願ひ申し上げました。その結果、五年度の三次補正後と比べますと、この六年度の計画は一兆強ふえていられるというふうな姿になっておられるということも御報告をさせていただきたいと思ひます。

それから、今御指摘になりました運用部の国債は、確かに五年度に比しまして六年度は細つておられることは御指摘のとおりでございます。ただ、これは御案内のように、累次にわたります景気対策ということによりましてかなりの資金を運用部が追加をしておられるということ、あるいは国債の引き受けも行ってあります。それから、六年度もこの景気対策という中で財投にかなりのウェイトを置いた予算編成が行われております。

これから御審議をお願いするところでございませうけれども、一般財投の伸び率七・七％ということとでかなり積極型の財投を組んでおられるというふうなこととございまして、そうした中で国債の額が今御指摘のように若干減つておられることとございまして、ただ、この減らすにつきましては、確かに時点という点では予算編成期にこれを御相談せざるを得ないので、そういうことになりませうけれども、十分市中関係者と相談をしたということと事実でございます。

○橋崎泰昌君 今御説明がありましたように、資金運用部の資金が枯渇しかかっているんですよ。枯渇したからしようがないんだというんじゃないんですよ。政府の責任はそれじゃ問えないわけですよ。要するに、平成六年に発行する国債は民間にずっと資金調達を依頼するという結果に現象上はなつちやうですね。だからそこところが、果たしてそれでいいのかねと。しかも、長期金利がどんどん上がっていつているのは、アメリカの金

利が上がっているからしようがないんだというだけではだめなんです。政府として一体何ができるんだということをやっぱりお考えになる必要が私はあると思ひます。

ということは、同時に、現在発行すべき国債の総額というものが、借りかえも含めてやっぱり日本経済あるいは政府部門にとって非常に高くなつちやうたということじゃないでしょうか。国債の発行は、大蔵大臣が言われたように、政策の選択であるということはおありになると思ひますけれども、やはり国債の発行についてもっとリジッドに、そして国民の中に、現在二百六十兆の借金があるんだ、一人当たり二百四十万円、五十万円の借金があるんだ、日本の国政府、大蔵省、財政というものは今や、危機に瀕していると言つちやうと大げさかもしれませんけれども、危機に瀕しているに近しい状態に現在なつて、何と何と財政の運用は窮屈でしようがない、こういうことになつておられることを訴えるべきじゃないですか。

そこで、もう一問お伺ひいたしますけれども、実はいつお決めるのかよく知りませんけれども、与党では、またアメリカに対する回答として、減税の話と公共事業の二本を柱として何かしら閣議決定しようとしておられます。新聞によれば、武村官房長官が藤井大臣のところに来て、何とか公共事業のお金の金額を入れてくれと言つて、け飛ばしたというか、け飛ばしたとは書いてありませんけれども、金額を入れるのは勘弁してくれと、こういうお話でございました。

実は、四百三十兆といふのは大変な数字なんです。四百三十兆といふと、私の方で一方的に申し上げませうけれども、約三割が国債依存だといふように思ひます。間違つていたら御訂正ください。そうしますと、大体二百二十兆あるのは百三十兆という国債を担保にして四百三十兆という公共事業投資計画をつくつておられるわけですね。そういったしますと、年に直すと十三兆にどうしても建設国債だけになつちやう。平均すればそうなる。

そのような状態にあってさらに公共事業をやすんだと。それは公共事業をやして建設国債をやつて国民は喜ばないわけがないと思ひますよ。しかし、今の財政で公共事業をさらにどんどんふやしていくというふうな状態にあるんでしようか。大蔵大臣の御感想を聞きたい。

○国務大臣(藤井裕久君) 基本的に私の考えていることを橋崎委員がかわつて言つていただいたようなことで、大変私はずれしく何つておりました。と申しますのは、前国会から私は国債政策というのを経済のある局面に適用してはいけないといふことを非常に強く言つてきたつもりでございます。これは財政が後世代に負担を残すということに加えて、今橋崎委員の御指摘のこととございまして、民間に資金が比較的滞留しているときに初めて経済効果があるのであつて、民間資金が非常にタイトになつておられるときに国債政策は使つてはいけないと。これは私は前国会で非常に強く言つてきたこととございまして、そのお考えをおつしやうと思ひます。大変感謝をいたしております。

また、具体的なお話についてお話をいたしました。対外経済対策は本日の閣議において決定をいたしました。先ほど九時からでございます。その中で、減税問題につきましては、私が常に申し上げておられますように、またG7でも申したとおりなのであります。本格的な税制改革をやる、しかし、現在の経済局面において平成六年度は先行的に減税をする、しかしこれは年内に本格的減税をやる先行的なものである、こういうふうにお申しております。

それと同じようなトーンで本日も、これはもともとは規制緩和とかそういうのが中心でございまして、マクロ政策というのはいま本当の一部でございまして、減税についてはそのようにしてあります。また、公共投資につきましては、公共投資の見直し、見直しというのはただふやすだけではあり

ません。現時点におけるその配分が及び増額も含めて後世代に負担を残さないような形において考える、このような文章になつておられることも御報告させていただきます。と思ひます。

○橋崎泰昌君 ぜひその公債政策については慎重におやりいただくとお伺ひいたします。

それから、国の財政がここまで窮乏しているんだということを大蔵省はもっと真剣になつて国民にアピールしなさいだめですよ。新聞を読んでみると、どうも大蔵省というのはいちばんばなというふうな印象しか受け取られない。それはそうじゃないので、国の財政がいかに苦しいところにある、その中でどれだけ努力しているかといふことをやっぱり大きくPRをする必要があると思ひます。

藤井大蔵大臣はもっとテレビに出られて、そして財政の苦しいことをアピールなさればいいじゃないですか。苦しいといふことをアピールするといふことは、藤井大臣はけちんばでしようがない大蔵大臣だといふことになるかもしれません。しかし、それは覚悟の上でやらなさいだめです。昔でございませうけれども、渡辺美智雄先生が大蔵大臣をなさつたときに、渡辺先生は積極的にテレビに出られて、財政を茶の間に持ち込んだといふことを言われたんですね。そのころ評価としてそういううぐあいに言われた。藤井大蔵大臣は、藤井大蔵大臣だけじゃなくてもいいんですけれども、政府はでもいいんです。大蔵省はでもいいんです。財政が苦しいなら苦しいといふことをはっきり言われる必要があると思ひますよ。

ところで、さっきの公共事業ですけれども、金額は明示なさなかつたんですね、閣議では。○国務大臣(藤井裕久君) PRの問題は大変大事だと思ひます。今おっしゃつた渡辺大蔵大臣のとき私は大蔵政務次官をさせていただいておりました。渡辺大蔵大臣の命によつてほとんど東京におりました。当時の昭和五十四年度の国債依存度は三九・六％でありまして、今とはけた違いに高かつ

た。そういう中で私は全国を歩き回りました。東京というか、こちらにはほとんどいないでやりました。非常に重要であるというよりはよく理解しているつもりでございますし、しかるべき時期にきちっとやらせていただくということをこれはお約束すべきことだと思っております。

次に、公共事業であります。御指摘のとおりであります。

○榊崎泰昌君 政務次官の御感想はいかがですか。

○政府委員(北側一雄君) 大臣と同様でございます。

○榊崎泰昌君 ぜひ身を挺してPRを、PRというんですか、国民に対して理解を求めるといふ行動をとっていただきたいというぐあいに思っています。

ところで、先ほど垂れ流しというお言葉が出ました。垂れ流しかどうかというの、何をもちって垂れ流しと言うのかよくわからぬのですが、所得税減税のところは御提案になっております。本減税については全体としては六兆円ですね。その六兆円については垂れ流しはしないんだというぐあいに今でもお考えになっておられるかどうか。そしてさらに、それをどのようにして垂れ流しにしないと考えておられるのかどうかをお伺いします。

○国務大臣(藤井裕久君) 垂れ流しにつきましては、女性閣僚の方から御注意をいただきました。その言葉を使うのは避けなさいということになっておりますので、以後、歯どめなき特例公債の発行という言葉を使わせていただいております。これはお許しをいただきたいと思っております。

そこで、私も最終、もし減税をやるならば一体的処理をしなければいけないということを中心として、御承知のような経緯を踏まえまして、二月八日、連立与党代表者会議によって、先行的に六兆円の減税をするが、年内に本格的な税制改革

を行う。その際には、この先行減税の財源問題も含め、しかも連立与党成立のときの公約であります。消費のバランスのとれた税制改革をやる。新税の創設も含める。こういうことでございまして、私はこの御決定というのに対して本心に敬意を表しておりますし、信頼をいたしております。

同時に、二月十八日の政府の決定いたしました税制改革要綱には、年内に税制改革を実現するということを明記していることも御承知のとおりであります。

○榊崎泰昌君 そこで、さっきの二月十八日の閣議決定でございますね、あれはきちんともろろんやっていただかなきゃならぬ。この前、予算委員会ではそれは総理の公約ですと言ったところが、なかなか御返事なかったけれども、政府の公約でありますというぐあいに答えになった。ぜひそれはやってもらわなきゃいけないんですけれども、実のことを言うると、あのときとちょっと事情が変わってきているんです。

今御提案になっている特別減税のための臨時措置法案には修正がくついております。平成七年分以後の所得税については、速やかに、税制全般の在り方について検討を加えて税制改革を行う、抜本的な所得税の減税を行うものとする。ということでございます。

これはもちろん法律に書かれ、政府としても御納得をいただき、そのとおりにやるということでしょうけれども、その二月十八日の閣議決定のとの関係はどういうぐあいに考えておられますか。

○国務大臣(藤井裕久君) 衆議院におきます減税四法案の審議におきまして今御指摘のような検討事項が付加されたということにつきましては、政府としては非常に重くこれを受けとめております。私も、現在、連立与党内に置かれております協議会の方向もこういふことを十分踏まえながら御協議をいただけるものと考えておりますし、政府としてもこの税制改革の要綱の中で決

たことと軌を一にするものであると考えております。

○榊崎泰昌君 軌を一にするというお話ですが、そのところが十分中身がよくわかっていない。というところは、どうもあの閣議決定では、平成六年度の臨時、臨時といいますが、暫定減税について言及されているように思いますが、これからおやりになる与党の協議会、あるいはあそこで閣議決定されている年内に法律案をこしらえてということ、平成七年度以降の税制改革、これはどういうぐあいになるんだかよくわかりません。減税を含むかどうかとも書いてありますかと、このうぐあいに伺っています。

要するに、あの閣議決定は、まだに生きていて、平成七年の税制改革、その中に恐らく減税が入ってくるというぐあいに思いますが、平成六年の秋ごろにはまだ景気が回復していないと思っております。

○国務大臣(藤井裕久君) 私は衆議院においていただきました修正というものを重く受けとめております。もう一度繰り返しますが、連立与党の代表者が二月八日に合意されたこと、そしてまた、この二月十八日の閣議決定の方向というものは私は軌を一にするものと考えております。それは、今の景気問題をおっしゃいましたが、一体的処理というところで御理解をいただきたいと思っております。

○榊崎泰昌君 ということは、今年じゅうに平成七年分の税制改革、そして特に平成六年度で六兆円減税した財源についての措置、それも含めて全部やっちゃうと、こういうことですね。

○国務大臣(藤井裕久君) これらは連立与党の協議会がお決めにすることもありますが、余り深く今私は入れませんけれども、今申し上げましたように、年内の税制改革というものは、本格的な税制のあり方を一体的に考える、このように私どもは認識をいたしております。

○榊崎泰昌君 大蔵大臣が認識されていても、先ほど言われたように、政府が与党の中の協議会の話はおれ知らぬよと言われればそれっきりなんですよ。

問題は来年度の予算、まだ私も顔を見ていないわけですが、その顔を見ていない予算案の中で特例公債の発行が決められているわけですね。それももしかか期限がなくて、どうもいつ返すのかさっぱりわからぬと。しかし、それは随分前からの御答弁で、いや与党で一生懸命やっているからそれを見てからだよと、こういうお話でありましたけれども、どうも私、附則について政府がそれをそうだと云ったならば、それについてのきちんとした態度を表明なさるべきではないかというぐあいに思っています。

○国務大臣(藤井裕久君) 重ねてお答えさせていただきますが、連立与党の協議会において二月八日の方針に基づいて今御協議になっておるところであり、我々連立与党の内閣の一員としてこの協議というものの進展を慎重に見守らせていただきたいと思います。

○榊崎泰昌君 大蔵大臣は与党を全部代表しているわけじゃないですから、仰せのような答弁かもしれないけれども、ぜひ政府内においてこの点はどうするんだということをはっきりさせてください。一体年内に全部やるのかやらないのか。あの文章だけ見たのでは、閣議決定そのものは平成六年度分について言っているんだから、財源措置も含めて、ですから、今後一体どういうぐあいにするんだ、あのとおりのことかどうかということ、は政府の部内の中でやっぱり議論を詰めておいていただかなければならぬと、かように思っております。

それから、先ほど国債政策でちょっと言い残しましたけれども、国債の償還年限が六十年、年一・六%ずつ国債整理基金の中に入れていくということになっていきます。今特例債の話もしましたけれども、実は二百一兆の中に六十兆あたりは特例公債が入っているんです。それも含めて六十

年償還だと。
先ほど何とおっしゃったんですか、禁句でない方の、齒どめなんかのようなもの、そのようなものが実は今の国債にはかかっていないわけですよ。私は湾岸戦争のときの特別債の発行は極めて見事だったと思っています。出処進退が明らかであつた。今度は出処進退が明らかなのかどうか、これから政府のお考えがある程度時間がたてば具現するんだと思いますけれども。

そのもう一つ前に、六十年償還だと言っているわけですね。四十一年から建設公債を発行し始めました。それで昭和四十二年の法律で六十年償還であるということを決められたんですが、この六十年でさえちよつと私は長過ぎるんじゃないかというふうな気もいたしておりますが、その辺について、きょうは特に深くやるつもりはありませんけれども、一応大蔵省のお考えを聞かせてください。

○国務大臣(藤井裕久君) 建設公債の六十年償還というのは、基本的には、やはり見合いの資産があり、その見合いの資産の活用できる期間ということから来ていると思います。あれはたしか五十年度の補正で特別公債を出したわけですが、そのときは十年償還ということをやったわけですが、私も担当しておりました。それがちよつと十年が来た昭和六十年にこの原則を外したというのが経緯だと思ひます。その経緯等々につきまして、補足することを主計局から答えさせていただきますと思ひます。

○政府委員(竹島一彦君) 六十年償還ルールにつきましては、橋崎委員おっしゃったとおり、昭和四十二年の国債整理基金特別会計の一部を改正する法律によりまして六十年の償還ルールというのがスタートしております。その考え方は、建設公債の発行によってつくられます見合い資産の平均的効用発揮期間というものを計算をいたしました。約六十年である。公共事業等で施設ができませんが、そういうものの耐用年数のいけば加重平均でございます。ちなみに、土地なんかは百年と

いうことで置かせていただきますけれども、そういうことで計算をいたしましたところ六十年というところが出てまいりましたので、それをベースに六十年間で償還をするということになって現在に至っております。

その後、この耐用年数といいますが、平均的効用発揮期間が変わらないかどうかというチェックもさせていただいておりますけれども、大きな差が出ていないということで、現在もなお六十年償還ルールということを維持させていただいてい

なお、特別公債の償還期間につきましては、今大蔵大臣から御答弁申し上げましたような経緯でございます。初めは十年間ということでございます。またけれども、財政状況がそれを許さないということからやむを得ず建設公債と同じ六十年償還ということが現在対応させていただいております。これはでき得れば、財政事情が許す限り早期償還に努めるべきものと、剰余金等が発生した場合にはそうしたことに基づき方向でその財源を使つていくべきであるということでございますけれども、現実問題といたしましてはそういう余裕は全くないという厳しい財政状況に置かれてい

る次第でございます。
○橋崎委員君 今答弁されたところが一番心配な点です。要するに、十年たつてみたら、十年間で返すと言つたんだけれども、実は返す余裕がないから、しょうがないから六十年にしてくれと、そのようなことをまさか今度の特別債についてはなさらないでしようね。実は財政が苦しいから返すのをできないんだというふうなことでは歯どめなき云々というところに合わないんですね。御覚悟のほどをお願いいたします。

○国務大臣(藤井裕久君) 繰り返しになります。連立与党協議会が新税の創設も含めて、この減税財源のことも含めて一つの結論を出すか合意文書で書いておられる重みというものを私たちは重く受けとめております。
○橋崎委員君 いずれにしても、国債問題をずつ

と質問させていただきましたけれども、国債問題がいかに財政の基本であるか、その国債の重圧というんでしようか、それが大変なものであるかということは大蔵省としてはよくかみしめていた。それらの問題について十分対処をしていただきたいと思つております。

六十年の問題については、最近国債の範囲を広げまして箱物なんかも随分入れ始めました。その結果として、これでいいのかなというふうな感想を持っておりましたが、これは後刻また別の機会をつかまえて議論をさせていただきたいと思つております。

ちよつと質問の局面を変えまして、税収見積もりについてお伺いをしたいと思います。これも前の委員会でもちよつと御質問をしまして心配だということをお申しましたけれども、平成五年の税収見積もり、第二次補正後は五十五兆六千八百億円ということになっております。租税及び印紙収入等の収納状況の一月末の表を見ますと、前年度の決算額が三十五兆五千六百億円になっております。さらに見ると、本年度の一月末までの進捗状況は三十五兆六千億円、ほぼ同じになっているんです。ところが、税収見積もりは去年の決算額に対して一兆二千億ぐらい多いんですよ。この中でいくと一兆二千億ぐらいの欠減になるんじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(小川是君) 一月末判明しております。税収の状況は全体として委員が御指摘のとおりでございます。ただ、税目別に見ますと、申告所得税あるいは法人税が補正後予算の伸び率を下回っておりますが、他方において源泉所得税、相続税、消費税、有価証券取引税などが補正予算を上回っているわけでございます。したがって、ばらつきが税目ごとでございますが、一般会計全体として見れば御指摘の点を心配するような状況ではないと考えております。

ただ、いずれにいたしましても進捗状況が現在のところまだ年度間税収の三分の二にも至っておりません。したがって、とりわけ五年分所得税の確定申告の結果であるとか、あるいはウエートの大きい三月期の決算法人に係る法人税の申告状況、この動向にかかっているところがございますので、なお今後の動向を十分注意してまいりたいと考えております。

○橋崎委員君 まさに今主税局長が言われたところが問題点なんです。要するにそのウエートの多い申告所得税とそれから法人税が実は前年度の進捗率よりも低いんです。その低いところで、さらに三月末に回復するだろうか。個人の申告所得税は終わったと思ひますが、その傾向はいかがですか。

○政府委員(小川是君) 申告所得税につきましては、これまでの課税実績は平成四年分の確定申告に基づき予定納税分などでございます。したがって年度全体の動向を見ますと十分参考にならない面がございます。三月十五日に終了しました五年分の確定申告にかかっているというのはそのとおりでございます。これにつきましては国税庁において集計作業が行われるところでござい

ました。したがって、現時点では何ともその動向をまだ把握し得ない状況でございます。
○橋崎委員君 要するに、三月十五日に申告があつたけれどもその状況はわからないということですね。実は私は電算機その他で主要税務者については申告が既にわかっているというぐあいに思ひますけれども、今は公表できないというぐあいに思ひますけれども、今後は電算機その他で主要税務者について、数字は出ていないのですから議論できませんので、心配しているということをまず申し上げておきたいというぐあいに思ひます。

そこで、平成六年の税収は大丈夫かなと。これも予算書がまだ出てきてないものだからここで議論するのはおかしいとは思ひますが、平成六年についても実は減税後の予算案を減税前に直して四・〇%の増収に見込んでおられるんですね。これも数字がよくわからない、景気がどう

ちなみに、住民税の納税者のうちの大体九七%ぐらゐは実は二十万円の限度額に達しないというやうな水準でございまして、ほとんどの方はこの二十万円の限度額におさまるといふやうなことも勘案したものでございまして、御理解をいただきたいと思ひます。

○植崎泰昌君 ほとんどの人がおさまるからいいんだという、そういう行政は困るんですね。国民に公平だとか何とかと言つてゐるわけですか、やっぱりそこところはきちんとして整理をさせていただく必要があるんじゃないかと思ふんです。私は表を先般もりましたけれども、千二百万円ぐらゐの給与所得の方は住民税も二十万の限度を超えないものですか二〇%の減税になるんですけれども、それが少し超えることに先に住民税の方が効いてきて減税額が少しく減つていく。何ですか、政府は減税額は高所得者には均てんしくてもいいと思つてゐるんですか。いかがでしょうか。

○政府委員(小川是君) 今、所得税と住民税と両方最高限度額がございまして、所得税の方からまず申し上げますと、先ほど大臣から御答弁いたしましたように、最高限度額二百万円ということに納税額で申し上げますと一千万円ということになるわけでございます。

もとより減税でございまして、定率の減税でございまして、減税規模が、当然のことながら財源のこともございまして、景気のこともございまして、大まかに頭にあつて所得税、住民税全体として五兆五千億という減税をすることになつたわけでございます。

その中で減税の仕方として、簡便で、納税者の納めておられる税額に対応してということと二割という減税率を定め、そうしてその上で最高限度額を二百万円といたしましたのは、その規模との関連と一つは、所得税につきましても納税額一千万という方は、現在納税額が多額の方について公示制度をとっております。多額納税者ということでは一千万以上の方については公示が行われ

てゐるといったやうなことをあわせ考え、そこでこの二百万円という限度を決めさせていただいたわけでございます。

住民税は、その後でいわば所得税とのバランスで減税規模が決まり、その中で限度額をつくつていかれた、こういう関係でございまして、やはりこの減税規模というものは、こうした具体的な減税の仕組みを考える上で、一つの大きな要素であつたということは事実でございまして。

○植崎泰昌君 税制を決めるのに、規模が最初に決まっちゃつたから、それに合わせたんだと言ふんではちよつと情けないんじゃないでしょうか。減税の規模を決めたんだから、決めた与党が悪いんですよ、どなたが決めたんだかよくわからないけれども、減税規模幾らというぐあいに最初に決めたやつて、この中で大蔵省つくれ、自治省つくれと言われたら、それは大蔵省も自治省も困つちやいますよな。

しかし、それではちよつと情けないが悪いんじゃないでしょうか。税制というのは公平を基本とします。さらに言えば税制上のバランスを必要とします。税調で六五%はぐあいが悪いんだ、それは動労意欲も阻害するとか何とかいふんだ、それは言つてゐるわけですね。これは臨時だからちよつとの間勘弁してくれよというのでは非常に納得がいかないやうな気がいたします。気がいたしますが、ここで一生懸命申し上げてもなかなか難しいでしょう。しかしそのことは十分肝に銘じておいてもらいたい、かように思つております。

それから、今度は相続税について若干お伺いをいたしましたというぐあいに思つております。相続法の改正については、税率の適用区分の拡大、それから課税最低限の引き上げ、配偶者の負担軽減措置、四番目に小規模宅地等の特例拡大、五番目に延納から物納への特例創設というものが大きな改正点のように拝見をいたしてござい

ます。これによる減税額は、しつこく申し上げて申しわけありませんが、まだ予算書を見ていないもの

です。これからわからないんですが、減税額は幾らでございませうか。

○政府委員(小川是君) 相続税の改正に伴う減収額は平年度で三千二百二十億円、初年度で千七百二十億円と見積もつて計上をいたしております。

○植崎泰昌君 今言われた当年度で千七百二十億円というのには恐らく税収ベースでお答えになつたんじゃないかと思ひますが、平年度で三千二百二十億円というのはいくらですか。課税ベースですか、それとも予算ベースですか。

○政府委員(小川是君) 三千二百二十億円も税収ベースでございまして。

○植崎泰昌君 相続税については、十年前に比べると税収としては大変大きな金額がなされております。特に、相続税の対象となる相続財産のうち七割は不動産が占めるというやうな状況でござい

ますから、いわゆるバブルの時代を挟みまして大変に評価額が重なつてまいつたわけでございます。課税状況を見てみますと、平成元年には約二兆四千万、平成二年には約三兆円、そして平成三年には約四兆円、課税ベースです、収入ベース

は、大変相続税について重荷感が強いなということをちまたに回つてゐる人々からお伺いをいたしました。相続税の改正をぜひやつてもらいたいということではかねがねこの委員会でも申し上げてまいりましたけれども、それがあつた程度実現したのは大変結構なことだと思ひますけれども、どうも減税額が少ないんですね。そんなものだらうかと。言つてみれば、これは予算ベースでございまして、課税ベースではありませんから、恐らく三兆円ぐらゐをベースにするんだと思ひますけれども、約一〇%ぐらゐの減税なんですか。

今、相続税について、これは実は相続税というのは団体にならないんですよ。相続者団体というのはないものだからぶつぶつ言う人はいないんです。それなものでから分割して統治せよ、こ

ういうことなんででしょうか。何か意のままにおやりになつておられるやうな気がするんですね。私は相続税非常に高いと思ひますよ。国際比較をしてももちろん高いです、後でまた物納の話も出てまいりますけれども、大分政府が意のままにやつておられるやうな気がいたしますけれども、どうも減税額少ないんじゃないですか。いかがでしょうか。どういふ感想を持つておられますか。

○国務大臣(藤井裕久君) 私は、この委員会でも申し上げておりますように、相続税というのは税収目的よりもいゆる富の再配分をやることによつて社会の活力を回復するといふ、これが最大の意味だと思つております。したがつて一番大事なことは、相続案件が発生したうち、どのくらいの方に相続税を払つていただくかということ

がポイントだと思ひます。私が植崎先輩の後を受けて大蔵省に入ったところは、百件相続案件がありますと〇・九ぐらゐだつたと思ふんですよ。一番高くなつたときが全国平均で七・九ぐらゐになつて、今六・幾らになつてゐると思ふんですよ。ところが、これは地域別に見ますともう既に百人で一件ぐらゐになつてゐるところが随分あります。半面、逆に言えば平均がそうですからもつとも高いたつたところがあります。ということ、もうはっきり言えば大都会の問題であり、大都会の土地問題である、こういう認識を持つてこの減税案はつくらせていただいたわけ

であります。すなわち、非常に大きなポイントを事業用あるいは宅地用の小規模相続財産の減税ということに非常に力を入れたつもりでございまして、そういう中で配偶者の方が引き続いてその家に残つていらっしゃるというやうなケースが多いわけでありまして、そういう方々の減税ということに力を入れたということを御理解いただきたいと思ひます。

○植崎泰昌君 力を入れたにしては、相変わらず七〇%という最高税率もありますし、相続税についても国民の不満はなかなか直らないというぐあ

いに思っております。しかし、この問題はやっばりもう少し時間をかけて、またせつかく改正案を出していただければ、またせつかく改正案の実施を見てやらなければならぬと思っております。

私は、この改正案の中で大変評価できると思っておりますのは小規模宅地のところですね。それを六〇から八〇になさったということ、すなわち小規模の相続をなさる方については何かしら、おやじさんが死んでしまつたら自分の家におられないというような状態であることを消すために相当の御苦心をなさったというぐあいには一応は評価をしていただくべきです。しかし、全体としてはさてどう考へるか。これも土地の値段が今下がりつつありますから、そのことの影響はどういうぐあいにこの相続税で出てくるか、それは今後見守るべき問題であろうというぐあいに考へていただくべきです。

そこで今度は、当委員会においても前畑委員初め、私なんかもいろいろお願いをいたしまして、議論をさせていただきました延納から物納への問題でございます。

今回それを実現していただいたわけでございますけれども、これの一番最初は平成二年から平成三年の二年間という原案であつたように思いますが、いろいろ御議論を願ひ、三年間にしていただいた、平成元年から三年までの三年間にしていただいたということも措置としては適当であつたというぐあいに思っております。

ところで、この特例対象者はどれぐらいいおられますか。

○政府委員(吉川勲君) 特例物納の申請がどの程度出てくるかにつきましては、見込むことが難しゅうございまして、特例物納の対象となつております昭和六十四年一月一日から平成三年の十二月三十一日まで相続税に係る延納利用を申請されました件数は、現在約七万三千件となっております。

○橋崎泰昌君 金額はどれぐらいですか。

○政府委員(吉川勲君) 二兆八千億ぐらいになつ

ております。

○橋崎泰昌君 いずれにしても、七万三千人ですか、二兆数千億というのが全部が全部もろんその数字にかかわるわけじゃありません。そのうち選択によつて物納をお願いするというのが出てくるんだと思ひますが、法律を見てみますと、六カ月間の間に申し出なければならぬ、期限が六カ月だということになってはいますけれども、六カ月はちょっと短いんじゃないですか。

○政府委員(小川是君) 今回の延納から物納への切りかえの申請の制度は、もとより極めて特異な土地の値上がりとその後の下落、取引量の減衰という状況を踏まえての特例措置でございます。

本来は相続税は基本的には金銭であり、例外的に延納、さらに例外的な物納でございます。そういう意味からいたしますと、やはり租税債権確保という観点から確定をできるだけきつと早くするということが大事でございます。また、既にいろいろ苦勞をいただいて相続税を納付していただいた方々のバランスということもあるわけでございます。

もともとこの特例の適用の対象となる方々は相続税が課税されることになりました当時も申告の期間は六カ月であつたわけでございます。そういったことからいたしますと、今回のこの特例の適用につきましては、申請期間を四月一日から九月三十日までの六カ月間とすることについてはそれなりに御理解をいただけるのではないかと。

また、当然のことながらこの間、今の対象者に対して、法律が成立いたしましたらできるだけこの状況が届くように、情報が届くようなPRをやつていかなければならぬということは当然のことだと思つております。

○橋崎泰昌君 今お話がありましたけれども、六カ月の期間の間に全部処理するというのはなかなか大変だと思ひます。いずれにしても、国税庁は相手が七万三千人とわかつておるわけですから、全部個別によく御案内をし、趣旨を徹底し、そして、言つてみればこれは徳政みたいなものではな

ら、恩赦令みたいなものですから、これをやっばり納税者の方に全部喫染していただけるように十分な広報措置をとつていただかなきゃならぬというぐあいに思つております。まだ国税庁は法律が成立してないから準備はしてないでしようけれども、ぜひ早急にやつていただきたい、かように思つております。

それからもう一つ申し上げておきますが、これは許可はおりなくても申請さえすればいいわけですね、六カ月間に。その点だけちょっと。

○政府委員(小川是君) そのとおりでございます。六カ月間とされておりますのは申請期間でございます。それを受けた後、執行当局でその申請の処理に当たるといふことでございます。

○橋崎泰昌君 実は、この物納というのは非常に評判が悪いわけですよ。税務署に物納したいと言つていくと、ああでもないこうでもないと言つてどうも物納をなかなか受け付けてくれないと。最近では少しくなつたのかもしれない。しかし物納をなかなか受け付けてくれないということでございます。

物納を受け付けるにはそれなりの制限はあるんだと思ひますけれども、今回このような改正をしたことについて、この物納の基準をどうなさるおつもりですか。

○政府委員(吉川勲君) 今回の物納の特例におきまして、物納の対象とされる財産は土地のみになつておることは御承知のとおりでございます。

ただ、その管理、処分等に対する許可要件につきましては、法文上、現行の物納制度と同様の定めになつておりますので、税務上の取り扱いにつきましては従来と同様の取り扱いにならうかと思ひます。

○橋崎泰昌君 これは、平成元年から平成三年までの間に土地を評価して相続税を課税した、にもかからず土地の値段が下がつちやつてどうしようもないという人たちのために税の原則を曲げて徳政的にやつている特例措置なんですね。今お伺

いすると、いや普通の物納と同じだということではどうもちょっとぐあいが悪いと思つて居るね。

土地を評価しました、そして土地が下がつてしまいました、それで払えないんです、物納で御許可願ひたい。これはせつぱ詰まつたものなんで、お金で払えるものなら払つていただきます。だから、そういうような、今さら売ろうと思つてもその価格ではもちろん売れないから物納をお願いいたしますと云つておられるわけですから、評価するときだけ評価しておいて、物納のときは取らないと。特例措置はできたけれども取納基準というのは厳として守るんだというのでは、ちょっとひどいと言つていい方きついかもしれませんけれども、納税者がかわいそうなんじゃないですか。

○政府委員(吉川勲君) 御承知のとおり国税は金銭納付が原則でございます。相続税につきましては、財産課税という性格上、延納によつても金銭で納付することができないような場合、例外的に納税者の申請に基づきまして、管理または処分することには不適当な財産を除きまして物納を認めていることについては御理解をいただきたいと思います。

ただ、国税当局といたしましては、許可要件につきましても、平成四年六月の相続税の基本通達の改正におきまして、取引相場のない株式や相続人が居住の用に供して土地につきましても一定の要件のもとで許可できることを明らかにいたしましたほか、相続税法四十二条二項に規定する管理または処分することには不適当な財産の範囲を明確化するなどの措置を講じてきたところでございます。

その後におきましても、登記数量と実測数量との地積差が少ない場合の地積更正登記の省略、あるいは駐車場等賃貸借契約が締結されている財産についての許可要件の緩和、あるいは公共の用に

供されている土地についての許可要件の緩和、申請土地内に樹木が存する場合の伐採の不要などの許可要件の緩和等の措置を講じてきたところがございます。

○榑崎泰昌君 一生懸命やっていたらいいこととは、私も通達の改正等があったということも承知をいたしているところがございますけれども、それは最初の取納のところなんです。原則論を言われても困るんで、実はこれ特例措置なんです。それから、延納から物納への切りかえの際には極めて寛大に、そして、この特例措置をせつかくこしらえたんですから、それが有効に働くようにお願いをいたしたい、御検討をお願いしたいというぐあいになります。

そこで、今度は取納された後の話でございますが、取納された後、実は取納しつ放しで、国有財産ほとんど売りません。これ今伺っただけでも二兆数千億の延納があるわけで、それが全部物納になるわけじゃないでしょうけれど、結局、今徴収部長が言われたように現金のかわりにもらったものなんだから、それは速やかに現金にしてもらわないと困るんですよ。

国税庁が取納許可をしたものは財務局に移管されるんだと思えますけれども、財務局ではこの取納財産をどのように扱ってられるかお聞かせください。

○政府委員(石坂匡身君) 物納されました財産につきましては、これは他の国有財産と同様に貴重国民の共有の財産でございますから適切に処分、管理をしていかなければならない、これが大原則でございます。

やや個別論で申し上げますと、まず借地人等がある不動産がございます。これは借地人等へ売却することが一番適切でございますから、そうした方向に努めておるところでございます。それから一般の未利用地の国有地、これは公用、公共用に優先して使うという原則を国有財産行政上確立しております。

したがって、こういうものに使うものはそ

ういうふうな用途に充てますけれども、しかしその利用が見込まれないものは、これは民間等への一般競争入札によって売却することといたしております。これは、最近、監視区域制度が弾力化してまいりましたし、また、売りにつきましては地価監視との関係で当然地方公共団体と協議もしなければいけません、こうしたこともかなり弾力的に行えるような状況になってまいりました。そうしたことで、順次一般競争入札を行ってまいりまして、平成五年度に入りましてからは、これもかなり進捗をしておりますところでございます。

それから、今ある御指摘ございましたような物納がさらに多くなるといふ関係がございまして、物納された土地は、これは多くは小規模な土地であろうと思えます。そうした更地等につきましては個人の住宅等のニーズが強いというふうなことも考えられます。これは円滑な売却を促進していくかなければならぬわけでございまして、そのためには個人の参加しやすい売却方式の導入といったことも検討してまいらなければいけません。ぬかなというふうなことで、例えば公募抽せんのようなやり方等も検討してまいりたいと考えております。

○榑崎泰昌君 それを伺ったのは、先ほどの国税庁のお話とも関連するんですけれども、実は物納申請をしても許可されるのは物すごく時間がかかるんですよ。そればかりじゃなくて、物納申請はあるけれども許可された件数というものはごくわずかなんです。計表をいただいておりますけれども、国税庁から財務局に移管されたもの、要するに財務局の方では引き受け件数ですね、それは昭和六十三年には三十七件、そしてちよっと飛びますけれども平成三年には四十九件、そして四年度には三百四十三件、今年度に入ってはどれぐらいかということ、まだ統計が出ていないようですけれども、歴史的にみるような状況を聞きますと大体二千件ぐらいかなというふうな感じがしているんですよ。

○政府委員(石坂匡身君) 今、件数を挙げてのお尋ねでございます。若干その件数につきまして補足して御説明をさせていただきます。国税庁の方から出ております数字は相続人の頭数の数字で件数が上がっております。私どもの国有財産当局の方では国有財産そのものについての件数でございます。そのこと御承知おきいただきたいと思います。

いことは御承知おきいただきたいと思います。いづれにいたしても、平成五年にはかなりピッチを上げてこちらに引き受けさせていたというところ、平成六年におきましては、幸い力を続けさせていただきまして、予算もかなり財政当局の御理解もいただきまして、また人間の数もかなりふやしていただいております。ただ、それだけでは

なかなかいきませんので、今申し上げましたようないろいろなやり方の工夫をいたしますとか、それからマンパワーを集約的に投入する。それから、平成四年に通達をクリアなものに変えておられますけれども、そうしたものをもういたしまして、国税当局とも十分相談をしながら、案件につきまして御指摘の点も踏まえまして早急に片づけるように努力をしております。

○榑崎泰昌君 財政当局としては、急にこういうことが起こってしまったのでなかなか準備が整わなかったのかもしれないけれども、せつかく物納財産、これは税金として取納したもので、さきから、ぜひこれを財政の役に、さき申し上げたように今財政が大変苦しいときですから、きちんと取納していただくようにお願いをいたしたいと思っております。

ちよっとまた質問を変えまして、酒税法案のことについてお伺いをいたしたいと思っております。酒税法の一部を改正する法律案を拝見しております。実はウイスキーは税率をいじらず、しようちゅうは非常に上がっている。そして、ビールがやっぱり多くて、日本酒が半分ぐらいというふうな増税法案になっていようでございます。特に、仄聞するところによれば、どうもこの酒税法改正法案の一番大きな眼目は蒸留酒間の課税の問題というぐあいに伺っておりますけれども、その間の事情について御説明をいただきたいと思います。

○榑崎泰昌君 御承知のように、こういういわゆる財務物資につきましては、総体の価格の中で税負担がどのくらいかというのを見てきているわけでありまして、酒類が最近、特に平成二年にビールの値上げなどがありまして価格が上がっている、その分の税負担というものが下がってきているというふうなことが一つあると思っております。

また、今御指摘のように、同じ蒸留酒の中で高い税を負担している蒸留酒と低い税を負担してい

たところ、国税庁に物納申請をしているのは、まあ取り下げるものも相当あると思えますけれども、一万件を超えているというふうな状況で、国税庁から財務局に移管されるスピードがちよっと遅いという感じが私にはしています。

そしてさらに言えば、今理財局長のせつかくの答弁でございまして、おっしゃいましたように一般競争入札ではなかなか進まないんです。今お話がちよっとございまして、新しい方策を考えておられるということもございまして、七万数千件全部来るとはとも思いませんけれども、平成四年度で一万二千件申請があるわけですから、まあ大分土地の値段が下がってきまして、それから、まあ大蔵省行政の中の処理としてはスムーズにいけるようにぜひ御工夫をお願いいたします。せつかくの特例措置をやっていたら、そして物納制度を速やかに運営をするんだとおっしゃっていただいても、それが一向にお金にならぬというのでは何にもならない。

ぜひその点をお考え願いたいと思っております。いかがでしょうか。

○政府委員(石坂匡身君) 今、件数を挙げてのお尋ねでございます。若干その件数につきまして補足して御説明をさせていただきます。国税庁の方から出ております数字は相続人の頭数の数字で件数が上がっております。私どもの国有財産当局の方では国有財産そのものについての件数でございます。そのこと御承知おきいただきたいと思います。

る蒸留酒があるということ、そして、そういう点につきまして、おっしゃる様に外国の一部からそれについての意見があったということなどもあると思います。

○榎崎泰昌君 今、酒税全体を増税せにやいかぬという状況にあるのかどうか、どうも非常に疑問に感じているんですよ。

と申しますのは、政府は所得税の減税までやって消費をふやそうと、こういう話でしょう。片方で酒税への増税をするというのは、どう考えても総需要の抑制の方に回っているんです。どんな議論をしたってそれに決まっているわけです。現に、昭和五十九年に酒税の大改正をやったときにはビールの課税移出額は三年間当初の数量を超え得なかつたんです。要するに税金が上がったのでお酒の消費がとまったんですよ。

そう言われて申しわけありませんけれども、私も大変お酒をちよだいしている方でして、愛飲家の一人として極めて奇異に感じるんです。何で需要を拡大したいときに酒税だけをねらって、それはいろいろ理屈はあるでしょうけれども、このときになぜ総需要を抑制する方向にこの税法の改正が提案されたか。それについてお伺いしたいんです。

○国務大臣(藤井裕久君) また繰り返しになりますが、今申し上げたような課税負担の割合というものが下がってきているということ、そして同じ蒸留酒の間で非常に税負担の差が大き過ぎて、そのことが消費のあり方にもいろいろと特別の態様を生じているということなどでございますが、今榎崎委員の御指摘の五十九年のときは、私は実はこの委員会で大蔵委員長をさせていただいておりましたのでよく承知をいたしております。三千二百億円の増収を予定したところ三千七百億円ぐらゐ減収になったということで、当時の皆様からとらぬタスキのという話はこのことを言うんだという大変なおしかりをいただいております。よくこのことは承知をいたしております。そういう過去の反省などに立ちまして、大蔵省

といたしましては、昭和五十九年のときは三千二百億でございましたが、今年初年度では千二百億というふうな小幅なことをすることによって対応させていただいたわけでございます。きのうも本会議で申しましたように、消費に全く影響がないのかということについては、それはないと申せないと申します。思いますが、今のような事情とそれから今のような措置によってやらせていただいておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思ひます。

○榎崎泰昌君 それは小幅だからいいというわけじゃないんですよ。問題は考え方の問題ですよ。そして、いや影響ないんだというぐあいにおっしゃつたけれども、影響はあるんですね。それをあえてこの不況下において消費を抑える方向にこの税金を出した、税法を提案したということとはなぜかということをお伺いしているんですよ。

要するに、課税の負担の公平やら何やらとおっしゃいましたけれども、そういうことで税を上げるといふ提案をなさつていただいているんでしょいか。先ほども、ともかくもこの法案は経済対策云々ということで、日切れじゃないけれども、それと比べると随分態度が違ふなという感じがしますが、いかがでしょう。

○政府委員(小川是善君) 酒税の改正、今回お願いをいたしておりますのは、先ほど大臣から申し上げましたとおり、昨年十一月の税制調査会の中期答申におきまして、酒といった嗜好品に対する課税につきましては、今後とも「随時負担の見直しを行い、適正な税負担水準の確保に努めるべきである。」という答申をいただいているところでございます。

そこで、今回の酒について検討を行いました結果、一つは、先ほど大臣申し上げましたとおり、この総体としての酒にかかる税負担水準が価格の引き上げを通じて若干下がっている。それを全体としてではなく一部回復をさせていただきたい。第二点といたしましては、消費の状況が、い

わゆる低税負担酒、しょうちゅうなどの伸びと、高税負担酒、ウイスキーなどと比較しますと大分変わってきているということから、酒の種類間の税率、税負担の調整を行いたいというのが第二点でございます。第三点が、B、C等の諸外国からかねてより蒸留酒間の税率格差については是正を急ぐべしという要請が強まってきた。これをほっておくわけにもいかないというところでございまして、そこでこの厳しい財政事情のもとで若干の税負担の調整をお願いをしたという次第でございます。

もとよりこの千二百億が小さいということではございませんが、消費支出に占める影響から申し上げますと、〇・〇三％程度というのが家計消費に及ぼす影響であるというふうに見込んでおります。

○榎崎泰昌君 まあ〇・〇三％だからいいじゃないのとかそんな議論をなさつておられるように思ひますけれども、ああどうかなと思ひながら御回答を聞いていたんですが、中期答申にも書いてあるよと、こういうお話でございました。しかし中期答申というのは、実は所得税のことを書いてあるんだけれども、それはやらないんだとこういう話でしよう。それはちょっと置いておいて、しかしお酒のところだけは全部もちやっちゃったと、こういう話なんぞで、バランスがとれないように私には思ひますね。都合のいいところだけやってるんですね。そこところはどうも私はおかしいと思ひます。

それで、酒税間のバランスがうまくとれてないよというのはそのとおりかもしれませんが、私はよくわかりませんが、それをあえて今回景気政策と反対の方向に要するに行っているんです。その方向の方に向かうということとはなかなか難しいなというぐあいに思っているんですよ。

特に気がかりなのは、先ほどちょっと言われた諸外国からも言われていると。確かにサッチャーさんのときに片づいたつもりだったんだけど

も、実は片づいてないというお話もありますけれども、その点についてちょっとお話しください。○政府委員(小川是善君) 酒税の酒類別の税負担のあり方、とりわけ同じ蒸留酒について我が国では酒類別に大きな税負担格差があるといったようなこと、あるいは級別制度という非常なものをとっていたこと、それから価格によって非常に税負担が違ふといったようなこと、こういった事柄は昭和六十年代の前半にガットにおいて問題になりました。ガットのパネルにおいてその是正方の勧告が出たわけでございます。

こうした問題はいずれも昭和六十三年の前期の税制の抜本改革の中であらかたこなししたわけでございます。級別制度廃止、あるいは従価税も廃止というふうなことでございまして、蒸留酒の税負担格差の問題につきましては、しょうちゅうとウイスキーが当時アルコール一度当たりで十五倍ぐらゐ違つておりました。これを相当大幅に改善をいたしましたわけでございますが、その後も英国、B、Cその他の国々から、我が国は個々のかつたパネルで勧告を受けたところから従つて改善が十分でないということを強く言われました。とりわけ昨年来このガットの場を通じて、あるいは外交チャネルを通じて我が国に対して要請が強く参るようになってまいりました。

そういう意味では、現在五倍強になつておりますこのアルコール一度当たりの税率格差が、今回の改正によりまして三倍台まで落ちるといふ改正を御提案をされているというのが経緯でございます。

○榎崎泰昌君 税法を拜見して、ウイスキーについては税率をいじらず、しょうちゅうについては相当大幅な増税をなさつておる。それは今局長が御説明いただいたような事情を頭の中に十分描いてやられたものというぐあいに理解をいたしませうけれども、そのところはそういうぐあいに理解をするけれども、ほかの酒を一斉に上げちゃうというのはいかがかなと。私は、先ほど申し上げたように愛飲家の一員としてそのことを大衆課税

になるのではないかと、しかも景気対策としては
総需要抑制の方向に向かうものとして問題があ
る、かように考えているところでございます。
大蔵大臣の総合的な御感想を聞かせていただき
たいと思います。

○國務大臣(藤井裕久君) もう理由はある申しま
せん。今の国際問題のあったことも事実でありま
す。そういう中で、ビールなどは本来の負担の回
復からいいますと半分程度に抑えてございま
す。清酒などはもつと抑えているわけございま
す。さらに、これを担っている中小零細の業界で
ございまして、焼酎とか清酒とか、そういう中小
企業対策については引き続き、租税の特別措置を
やらせていただきますし、また、清酒業界に対す
るいわゆる対策費なども出させていただくこと
によって、そういう担っていらっしゃる方々に対す
る対応は中小企業を中心に十分やらせていただ
きたいと考えておりますので、どうか御理解をい
たいただきたいと思っております。

○榑崎泰昌君 なかなか理解ができないところで
ございます。しかし、この問題は一応この程度に
して、後でまた採決のときに意思表示をさせて
いただきたいと思います。

次は、関税定率法等の一部を改正する法律案が
議題に上っておりますが、中身を拝見いたします
と、ウルグアイ・ラウンドでいられるんがこと別途
決まっておりますので、ことしは定率法としては
日切れとかお休みというような感じの法律案であ
るように思いますが、ウルグアイ・ラウン
ドに関連して一点だけ伺いをしたいことがあり
ます。

これも愛飲家の一人として御質問をさせていた
だきたいんですが、どうもウルグアイ・ラウンド
ではウイスキーとビールの関税をゼロにする
と、それぞれ八年あるいは十年かかってゼロにする
わけですが、それで国際化がそこで決まってい
く、こういうぐあいになっていくようにございま
すけれども、その措置は一体どういうぐあいにさ
るんですか。

○政府委員(高橋厚男君) ウルグアイ・ラウンド
の交渉の過程で、今御指摘ございましたように、
ウイスキー、ビールについてこれが一定の期間を
経てゼロになるということ、御指摘のとおりで
ございます。

ウルグアイ・ラウンドの交渉の過程におきま
しては、主要国間で特定の分野につきましてその関
税を相互に撤廃する、そういうことを通じてその
国際貿易を促進するという観点で幾つかのものが
検討されました。医薬品でございましてとか建設機
械等の鉱工業品に加えまして、ビール、ウイ
スキーにつきましても関税の相互撤廃の議論が行
われたわけでございます。

このような交渉の中で、我が国を含みます各
国ともそれぞれ困難な事情を抱えている面もあ
ったわけでございますが、そういう中で、ウルグ
アイ・ラウンドの成功の最終に貢献をするという観
点から、大局的な立場に立ちましてビール、ウ
イスキーを含みます特定の分野につきましての相互
撤廃というものに合意をしたわけでございます。

今御指摘ございましたように、このウルグアイ
・ラウンドにおきます農産品の関税引き下げは通
常六年間で段階的に実施されるということにな
っているわけでございますけれども、ビール、ウ
イスキーにつきましては、我が国からの強い働き
かけもございまして、ビールについては八年、ウ
イスキーにつきましては十年かけて段階的に引き
下げていくというところが認められたわけござい
ます。厳しい交渉の中で、国内業界の激変緩和に
可能な限り配慮を払ってこのようにさせていた
だいたわけでございます。

○榑崎泰昌君 私は、ウイスキーあるいはビール
が国際化していった商品が多様化し、それぞれ競
争が行われるというところは大変結構なことだとい
うぐあいに思っていますけれども、同時にちよつと
気にかかるところがございまして、現在ウイ
スキーあるいはビールについての原料については関
税割当りになっていないんじゃないでしょうか。

○政府委員(高橋厚男君) ビール、ウイスキーの
原料でございますが、御指摘のよ
うに関税割当り制度になっております。
○榑崎泰昌君 今、ビールあるいはウイスキーの
主原料である麦芽について関税割当りがある
と、なぜ関税割当りがあるんですか。

○政府委員(高橋厚男君) 昭和四十九年度の麦芽
の輸入の自由化をいたしました際に、国産大麦の
安定的な引き取りを図ることが必要でござ
いまして、その国産大麦の安定的な引き取りを
図りながら、一方、ビール、ウイスキー等に使用
いたします麦芽の安定的な供給、そういうものも確
保しなければいけないということで関税割当り
制度を導入したわけでございます。

○榑崎泰昌君 安定的という言葉と非常にきれいに聞
こえるんですけども、ビール、ウイスキーの主
原料である麦芽について、割当りをする
ことによつて実は国内産の麦芽を保護するとい
う目的でその割当り制度ができてい
るんじゃないかと思っております。現在それは何
も法律で規定されておらず、行政指導として
なっております。

これは、関税と国内の産業の保護という意味か
らいえばバランスが恐らくとれていないと思
います。しかし、すぐにゼロになるわけじゃあ
りませんけれども、ゼロになる場面を考
えて、外国産のビールあるいはウイスキーが関
税ゼロでどんでん入ってくる、ところが国内
産のビール、ウイスキーについては実は関税
割当り当りがある、そして国内の麦芽を
購入しなければ関税割当り当りがある
もたえない、恐らく一種の規制になってくるん
だろうと思っております。

○政府委員(高橋厚男君) 関税割当り制度によ
りましてビール、ウイスキー業界では年間需
要の九割近い麦芽を無税で輸入できるように
なっております。また一方、国産の麦芽の保護、
麦芽の安定供給ということを図る観点もござ
いまして本制

度が導入されたわけでございます。そういう必
要性というのはいまも存続しているものとい
うふうに理解をいたしております。

○榑崎泰昌君 今先生おっしゃったような
わけというところは行われているわけでは
ございませんが、この関税割当り制度を前提
として、国産大麦につきましては、麦芽原料
の安定確保を目的として大麦の生産者と
ビール、ウイスキーメーカーとの間で
契約栽培が行われているわけ
でございます。

そこで、国産大麦がこの栽培契約に基づいて安
定的に引き取られておりますのは麦芽の関税割
当り制度があるからでございます。これを廃
止いたしますと、実需者への麦芽の安定供給
は国産大麦生産農家の保護を来すとい
うことで農政上問題が大きいというふう
に農水省からも聞いておられるわけ
でございます。

○榑崎泰昌君 私もその事情はよくわ
かります。麦芽の問題を直ちに関税割当り
当り当りというふうなことは非常に困難
であるといふことはよくわかっていま
す。そのために八年、十年の暫定的な
移行期間を設けているわけですが、
ことしの関税定率法には提案されて
いませんけれども、ウルグアイ・ラウン
ドが発効したらと言いつつと言いつつ
も、恐らくそういう時期にはその提案
がなされると思っております。少なく
ともその提案がなされるまでの間に
せひ国内産のものとの輸入麦芽との
間の調整をどういうぐあいにするん
だという議論を政府の中できちん
とされて、それについての対応を
いただきたいと思います。

いかがでしょうか。
○政府委員(高橋厚男君) 今回このウルグ
アイ・ラウンドの実質合意をいたしま
す過程でオフアールをいたしたわけ
でございます。そのオフアールを出
すに際しましては、今先生がおっしゃ
ったような麦芽の関税割当り当り
制度等についても農水省ともいろいろ
相談をしたわけでございますが、
麦芽の関税割当り当りの必要性につ
いては先ほど申し

上げましたとおりでございます。

そういふことを前提といたしまして、なおビール業界、ウイスキー業界への影響というものも十分勘案をいたしまして、ビールについては八年、ウイスキーについては十年ということに激変緩和を図りながら、国際的な約束であります国際貿易の伸長ということが図れるように合意をいたした次第でございます。

○橋崎泰昌君 質問を終わります。

○委員長(上杉光弘君) 他に御発言もなければ、内閣提出、衆議院送付の六案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上杉光弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

租税特別措置法の一部を改正する法律案の修正について清水達雄君から発言を求められております。この際、これを許します。清水君。

○清水達雄君 私、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案について御説明いたします。

我が国の経済が、期間、深度において最長、最悪と言われる不況から依然として脱却できない最大の理由は、土地取引が凍結状態にあることと、企業の設備投資が極端に低迷していることにあることは全く異論のないところであります。そこで、土地取引の活性化と企業の設備投資の拡大誘導について税制面からの積極的な対応がなされなければなりません。今次税制改正においてはその措置は極めて不十分であります。

まず第一に、土地税制についてであります。

現行の土地の譲渡益に対する課税は、平成三年度に地価高騰に対処するためにとられた極めて高い税率がそのまま残されております。土地取引の実態について見ますと、平成三年の土地の課税譲渡所得は十八兆円であったものが、翌四年には七〇％も急減して五兆四千億円にとどまっております。これは土地の譲渡所得に対する重課によるもの

にはかなりません。

また、固定資産税の評価額引き上げに伴い、この評価額を課税標準とする登録免許税の税額が急激に上昇することに対し、今回の政府の改正案ではその負担調整措置をとることとしておりますが、土地取引の活性化が重要な課題とされている今、思い切った対策が必要であります。

地価税につきましても、平成六年度における固定資産税評価額の均衡化、適正化を契機として、今後固定資産税の負担の適正化が図られる見通しとなった現在、地価税そのものの必要性を含めて抜本的見直しが行われるべきであります。当面、現在の地価税負担が土地を有する企業にとって過重な負担となっていること、また、過重な地価税負担が土地の取得者側の意欲を減殺していることを重視すべきであります。そのためには、期限措置として地価税を課税しないことにより、企業の正常な経営能力を回復させるとともに、土地の流動化を促進すべきであります。

第二に、企業の設備投資の活性化についてであります。そのためには、悪化している企業の経営状況を改善するために所有している土地等を譲渡し、企業全体としての収支バランスを図ることが不可欠の要件であります。したがって、法人の土地譲渡益に対する追加課税については、一律に分離して追加課税を行う現行税制を改め、土地の譲渡益をもって他の事業に係る赤字分を補てんする場合に、その限りにおいて追加課税の対象から除外すべきであります。これにより、土地の譲渡益を活用した企業のリストラの効果的な進展が期待できるものであります。

以上申し上げました理由に基づき、本法律案に対する修正案の概要について御説明いたします。第一は、長期譲渡所得の課税の特例についてであります。平成六年分及び平成七年分の所得税に係る税率を現行の百分の三十から百分の二十に引き下げることにしております。第二は、法人の一般の土地譲渡益追加課税制度

についてであります。平成六年一月一日から平成七年十二月三十一日までの間にした土地の譲渡等に係る特別税率を現行の百分の十から百分の五に引き下げることにしております。

第三は、法人の土地譲渡益追加課税制度についてであります。この法律の施行の日から同日以後二年を経過する日までの間に終了する各事業年度に係る土地の譲渡等の利益金額が所得金額を超える場合には、その超える金額に相当する金額を土地の譲渡等に係る譲渡利益金額から控除する措置を講ずることとしております。

第四は、地価税の特例についてであります。個人または法人が平成六年または平成七年の各年一月一日に有する土地等については、地価税を課さないこととしております。

第五は、登録免許税の特例についてであります。平成六年四月一日から平成九年三月三十一日までの間の措置として、課税標準が不動産の価額である土地に係る登録免許税について、課税標準を固定資産課税台帳の登録価格の百分の三十五とする措置を講ずることとしております。

以上が本修正案の提案理由及びその内容であります。何とぞ、慎重審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(上杉光弘君) ただいまの清水君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。藤井大蔵大臣。

○国務大臣(藤井裕久君) この修正案につきましては、土地基本法の基本理念や税法系における資産課税のあり方を踏まえた現行の土地税制の基本的考え方、現下の財政事情等に照らし、政府としては反対でございます。

○委員長(上杉光弘君) これより六案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○吉岡吉典君 私は、日本共産党を代表して、た

だいま議題となりました関税率法等の一部を改正する法律案など四法案に対し、反対の討論を行います。

関税率法一部改正案は、皮革・革製品の関税割り当て制度の一次税率率の大幅拡大を図っております。今回の拡大により、来年度は自由化直後の基準数量の実に三・四倍もの輸入が認められることとなります。

しかも、政府は、さきのウルグアイ・ラウンドにおいて、一次税率を二割カット、二次税率を五割カットするという追加引き下げ措置をとりましたが、これは国内の零細な皮革・革靴産業とそこで働く者の生活を崩壊の危機に導くものであります。

本法案は、このほか、加工再輸入制度の拡大などの措置がとられていますが、これらは繊維産業など国内産業に少なからず影響を与えることが懸念されます。

本法案のうち、粗糖関税の引き下げなど、問題のない措置も含まれておりますが、以上の理由から我が党は反対の態度をとるものであります。次に、平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案は、来年度所得税の特別減税等によって見込まれる税収の不足を補うため、総額三兆三千三百三十八億円の赤字国債を発行しようとするものであります。この赤字国債発行は、単に所得税減税のためだけでなく、法人特別税の廃止など企業減税の財源の分まで含まれております。

本法案により、五年ぶりに赤字国債の発行が行われることとなりますが、これにより発行残高が二百兆円を上回り、財政再建はいよいよ困難となるのであります。

減税の財源は、大企業優遇の不公平税制の是正や軍費等支出構造の根本的な見直しによってなされるべきであり、安易に赤字国債の増発に頼る本法案には賛成できません。

次に、酒税法の一部を改正する法律案は、来年度予算の財源対策の一環として、しゅうちゅう、

ワイン、ビール、清酒などの酒税を引き上げるものであります。

特にねらわれたのが大衆の酒であるしょうちゅうであり、その税率は四四%以上引き上げられることとなります。しょうちゅうの税率の大幅引き上げは庶民の楽しみを奪うとともに、中小のしょうちゅう製造業の経営を一層困難にするものであります。また、財源対策のために真つ先に酒税を引き上げるとは、財源不足のツケを安易に庶民に転嫁する典型であります。

本法案でしょうちゅう乙類製造業者に対し無利子貸付制度を設けていることは賛成しますが、以上の理由から、全体として反対の態度をとるものであります。

最後に、租税特別措置法の一部を改正する法律案は、法人特別税を撤廃し大企業の税負担を軽減するとともに、海外投資損失準備金、製品輸入促進税制など大企業優遇の特別措置について対象の拡大等を図っています。さらに、国際共同試験研究促進税制など新しい措置の創設も実行しております。

また、土地譲渡益重課制度の適用除外の拡大、事業用資産の買いかえ特例の拡大など一連の土地税制の緩和を図っていますが、これは景気対策を口実とした大企業、金融機関の救済策の一環であり、土地税制の基本を損ないかねません。

本法案には、小規模宅地の相続税軽減策など賛成できる措置も含まれていますが、全体として以上に述べた問題があることから、反対の態度をとるものであります。

なお、自民党提出の租税特別措置法一部改正案に対する修正案は、パブル期に土地投機に走った大企業を救済するものであり、賛成できません。以上、政府提出四法案及び自民党提出修正案に対する討論とします。

○委員長(上杉光弘君) 他に御意見もないようです。これから討論は終局したものと認めます。これより順次六案の採決に入ります。まず、相続税法の一部を改正する法律案について採決を行います。

て採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上杉光弘君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、関税定率法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上杉光弘君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

竹山裕君から発言を求められておりますので、これを許します。竹山君

○竹山裕君 私は、ただいま可決されました関税定率法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、新緑風会、公明党・国民会議、二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

関税定率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢に対処するとともに、国民経済的な観点から、国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 一 著しい国際化の進展等による貿易量及び出入国者数の伸長等に伴い税関業務が増大、複雑化するなかで、その適正かつ迅速な処理に加え、麻薬・覚せい剤、銃砲、知的財産権侵害物品、ワシントン条約物品等の水際における取締りの強化が国際的・社会的要請として一層強まっていることにかんがみ、税関業務の一層効率的、重点的な運用に努めるとともに、

に、税関業務の特殊性を考慮して、今後とも、中長期的展望に基づく税関職員の定員の確保はもとより、その処遇改善、職場環境の充実等に特段の努力を行うこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(上杉光弘君) ただいま竹山君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上杉光弘君) 全会一致と認めます。よって、竹山君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、藤井大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。藤井大蔵大臣。

○国務大臣(藤井裕久君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(上杉光弘君) 次に、平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案について採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上杉光弘君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、酒税法の一部を改正する法律案について採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上杉光弘君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(上杉光弘君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(上杉光弘君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

須藤良太郎君から発言を求められておりますので、これを許します。須藤君。

○須藤良太郎君 私は、ただいま可決されました酒税法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、新緑風会、公明党・国民会議、二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

酒税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 酒類の販売業免許については、今後とも、消費者の利便及び流通実態の推移を勘案しつつ、財政物資及びアルコール飲料としての商品特性を踏まえた適切な運用を図るよう努めること。
- 一 今回の酒税の改定が小売価格の不当な値上げにつながるよう十分に指導すること。
- 一 清酒及びしょうちゅうが我が国固有の伝統ある酒であることにかんがみ、その製造業者に対し、引き続き、振興対策を講じるとともに、酒類は財政物資であることから、酒類用原料米の安定供給の確保に努めること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(上杉光弘君) ただいま須藤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上杉光弘君) 全会一致と認めます。よって、須藤君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、藤井大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

ます。藤井大蔵大臣。

○国務大臣(藤井裕久君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(上杉光弘君) 次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について採決を行います。まず、清水君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上杉光弘君) 少数と認めます。よって、清水君提出の修正案は否決されました。それでは、次に原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上杉光弘君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

須藤良太郎君から発言を求められておりますので、これを許します。須藤君、

○須藤良太郎君 私は、ただいま可決されました租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、護憲民主連合、新緑風会、公明党、国民会議、二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 国民の理解と信頼に基づく税制の確立のため、引き続き、公平・公正の見地から税制全般にわたる不断の見直しを進めること。
- 一 複雑・困難であり、高度の専門知識を要する職務に従事する国税職員について、変動する納税環境、業務の一層の複雑化・国際化、更には制度改正等に伴う事務量の増大に対応しつつ、税務執行面における負担の公平確保の見地から、職員の年齢構成の特殊性等従来

の経緯等に配慮し、今後とも処遇の改善、職場環境の充実及び定員の二層の確保につき特段の努力を行うこと。

なお、物納が増加している現状にかんがみ、要員の確保等物納申請処理の体制整備に引き続き努めるとともに、国有財産である物納不動産の適正な管理・処分観点から、財務局におけるその業務処理体制等の一層の見直しを行い、また、業務量に見合った要員の確保に努めること。

一 納税者意識の向上のための啓発活動の充実及び納税者の応接のための庁舎環境の改善など、納税者サービスの二層の向上を図るよう努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(上杉光弘君) ただいま須藤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上杉光弘君) 全会一致と認めます。よって、須藤君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、藤井大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。藤井大蔵大臣。

○国務大臣(藤井裕久君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(上杉光弘君) 次に、平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上杉光弘君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、六案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上杉光弘君) 御異議ないと認め、さよふ決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十二分散会

〔参照〕

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

租税特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四節の三 交際費等の課目次の改正規定中

第五節 使途秘匿金の支出

の特例(第六十一条の四)

がある場合の課税の特例(第六十二条)の下に「特別税率」を「特別税率等」に、「第六十三条の二」を「第六十三條の三」に加え、「第六十七条の八」を「第六十七條の十二」を「第六十七條」を「第六十七條の十一」に改める。

第二十九条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三十一条第一項中「百分の三十」の下に「(平成六年分及び平成七年分の所得税については百分の二十とする。)」を加える。

第三十一条の二第二項第十号の改正規定中「第三十一条の二第二項第十号」を「第三十一条の二第二項中の「百分の三十」の下に「(平成六年分及び平成七年分の所得税については百分の二十とする。)」を加え、同条第十号」に改める。

第三章第五節を同章第四節の三とし、同節の次に一節を加える改正規定の次に次の改正規定を加える。

第五節の三の節名中「特別税率」を「特別税率等」に改める。

第六十二条の三第一項及び第四項の改正規定中「第六十二条の三第一項中「第七項」を「第六十二条第一項、第八項」に改め、同条第四項」を「第六十二条の三第四項」に改め、同改正規定の前に次の改正規定を加える。

第六十二条の三第一項中「第七項」を「第六十二条第一項、第八項」に改め、「法人税の額に」の下に「次の各号に掲げる土地の譲渡等の区分に応じ」を加え、「に」に係る譲渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を「以下この項において同じ。」に係る当該各号に定める金額」に改め、同項に次の二号を加える。

一 平成六年一月一日から平成七年十二月三十一日まで期間にわたる土地の譲渡等 当該土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額

二 前号に掲げるもの以外の土地の譲渡等 当該土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて計算した金額

第六十二条の三第五項の改正規定から同項の次に一項目を加える改正規定まで中「第六十二条の三第五項中「次項及び第七項」を「第七項及び第八項」に、「前項第六号から第十号まで」を「前項第七号から第十二号まで」に改め、同条第十一項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「(第五項において準用する場合を含む。)」を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項第六号から第十号まで」を「第四項第七号から第十二号まで」に改め、「第四十二条の七第六項」の下に「第六十二条第一項」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項を「第六十二条の三第六項」に改め、これらの改正規定の前に次の改正規定を加える。

第六十二条の三第五項中「次項及び第七項」を

「第七項及び第八項」に、「前項第六号から第十号まで」を「前項第七号から第十二号まで」に改め、同条第十一項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第五項において準用する場合を含む」を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項第六号から第十号まで」を「第四項第七号から第十二号まで」に改め、「第四十二條の七第六項」の下に、「第六十二條第一項」を加え、「当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額」を、次の各号に掲げる土地等の譲渡の区分に応じ当該土地等の譲渡に係る当該各号に定める金額」に改め、同項に次の二号を加え、同項を同条第八項とする。

- 一 平成六年一月一日から平成七年十二月三十一日までの間にした土地等の譲渡 当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額
- 二 前号に掲げるもの以外の土地等の譲渡 当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額
- 第六十三條の二の改正規定中「改める」を「改め、第三章第五節の三中同條の次に次の一条を加える」に改め、同改正規定に次のように加える。
(土地の譲渡等に係る譲渡利益金額が所得金額を超える場合等の課税の特例)
- 第六十三條の三 法人の租税特別措置法の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)の施行の日から同日以後二年を経過する日までの間に終了する各事業年度に次の各号に掲げる金額がある場合において、当該金額の合計額が当該法人の当該事業年度の所得又は清算所得の金額を超えるときは、その超える部分の金額(その超える部分の金額が第一号から第五号までの当該

各号に掲げる金額の合計額を超えるとき又は当該所得若しくは清算所得がないときは、当該合計額)に相当する金額を第一号から第五号までの当該各号に掲げる金額から順次控除し、当該法人の当該事業年度の法人税の額についての当該控除に係る当該各号に規定する規定の適用については、当該規定中「譲渡利益金額の合計額」とあるのは、「譲渡利益金額の合計額から第六十三條の三の規定による控除をした後の金額」とする。

- 一 第六十二條の三第一項第一号に規定する譲渡利益金額(同条第三項及び第四項(同条第五項において準用する場合を含む))の規定に該当する土地等の譲渡に係るものを除き、同条第九項の規定に該当する土地等の譲渡に係るものにあつては、同項の規定による控除又は加算をした後の金額とする(の合計額)
- 二 第六十二條の三第八項第一号に規定する譲渡利益金額の合計額
- 三 第六十二條の三第一項第二号に規定する譲渡利益金額(同条第三項及び第四項(同条第五項において準用する場合を含む))の規定に該当する土地等の譲渡に係るものを除き、同条第九項の規定に該当する土地等の譲渡に係るものにあつては、同項の規定による控除又は加算をした後の金額とする(の合計額)
- 四 第六十二條の三第八項第二号に規定する譲渡利益金額の合計額
- 五 第六十三條第一項に規定する譲渡利益金額(同条第三項の規定に該当する土地等の譲渡に係るものを除き、同条第四項の規定に該当する土地等の譲渡に係るものにあつては、同項において準用する第六十二條の三第九項の規定による控除又は加算をした後の金額とする)の合計額
- 六 前条第一項に規定する譲渡利益金額(同条第三項の規定に該当する土地等の譲渡に係るものを除き、同条第四項の規定に該当する土地等の譲渡に係るものにあつては、同項において準用する第六十二條の三第九項の規定による控除又は加算をした後の金額とする)の合計額

いて準用する第六十二條の三第九項の規定による控除又は加算をした後の金額とする)の合計額

第四章第七十條の九の次に一條を加える改正規定の次に次の改正規定を加える。
第四十條の二中第七十一條の前に次の一條を加える。

(平成六年及び平成七年の地価税に関する特例)
第七十條の十一 個人又は法人(地価税法第二條第七号に規定する人格のない社団等を含む)が平成六年又は平成七年の各年一月一日午前零時において有する同条第一号に規定する土地等については、地価税を課さない。
第四章の二中第七十一條の八を第七十一條の十二とし、第七十一條の七を改め、同条を第七十一條の八とし、同条の次に三條を加える改正規定から第七十一條の三の次に一條を加える改正規定までを削る。
第五章中第八十四條の二の次に一條を加える改正規定中「百分の五十」を「百分の三十五」に改める。

附則第二十三條を次のように改める。
(地価税の特例に関する経過措置)
第二十三條 新法第七十條の十一の規定は、平成六年以後の課税時期において個人又は法人が有する土地等に係る地価税について適用する。
附則第二十四條第九項を削る。
附則に次の一條を加える。
(行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第三十五條 行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
附則第十六條のうち租税特別措置法第二十條の四第五項第二号の改正規定中「第二十條の四第五項第二号」を「第二十條の四第五項第二号及び第五十五條の八第五項第二号」に改める。
附則第十六條のうち租税特別措置法第五十五

この修正の結果平成六年度において約五千三百四十億円の歳入減となる見込みである。

この修正の結果歳入減となる見込額